

第 15 回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会次第

日時 令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 2 時～
会場 岡崎市役所 西庁舎 7 階 701 号室

開会

1 議事

- 議題 1 適正な下水道使用料のあり方について
- 議題 2 農業集落排水事業の概要について

2 閉会あいさつ

3 その他

審議会開催日程について

- 第 16 回審議会：令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 2 時から午後 4 時
- 第 17 回審議会：令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 2 時から午後 4 時
- 第 18 回審議会：令和 7 年 10 月 22 日（水）午後 2 時から午後 4 時

閉会

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会

第15回審議会

**～ 適正な下水道使用料のあり方について～
(使用料体系について)**

令和7年7月25日

岡崎市上下水道局

本日の審議内容

第13回審議会

使用料の算定について（1）

- 使用料水準の算定



第14回審議会

使用料の算定について（2）

- 総括原価の確認
- 原価の分解、配賦の確認
- 使用料体系案と影響額試算



第15回審議会

使用料の算定について（3）

- 使用料体系の決定



第18回審議会

使用料の算定について（4）

- 答申書の作成

1 前回審議会の振り返り

使用料体系について

めざすべき使用料体系

下水道事業経営の**継続的かつ安定的**な運営が可能となる使用料体系を設定する。

(1)公平に負担を求める体系

下水道施設の規模に応じて整備費や維持管理費が決まるため、**各従量帯の水需要に応じた従量使用料**としていく必要があります。

(2)中立で偏りのない体系

特定の受益者に依存することのない従量使用料としていく必要があります。

(3)安定した経営につながる体系

安価に設定された低従量帯の従量使用料収入の割合を高めることにより、将来の水需要の減少に影響されにくい体系とし、安定的に事業を運営していく必要があります。

使用料体系について

水量の見込み

		従量区分				計
		1~10m ³	11~25m ³	26~50m ³	51m ³ ~	
現行 H21~H25	見込有収水量 (千m ³)	51,723	53,024	25,294	21,730	151,771
	割合 (%)	34.1	34.9	16.7	14.3	100
今回 R9~R12	見込有収水量 (千m ³)	63,532	10,091	10,198	11,763	95,584
	割合 (%)	48.3	35.0	7.8	8.9	100

高従量帯の割合が大きく減り、低従量帯の割合が大きく増えている

⇒ 低従量帯の負担を他の従量帯で肩代わりすることが困難

すべての従量帯で水需要に応じた適正な負担が必要

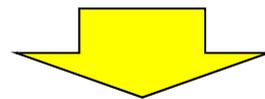
使用料体系について

使用料体系（事務局案）

（税抜）

		現行	改定後	増減額
基本使用料		700 円	914 円	214 円
従量 使用料	1～10m ³	10 円/m ³	52 円/m ³	42 円/m ³
	11～25m ³	105 円/m ³	96 円/m ³	△ 9 円/m ³
	26～50m ³	165 円/m ³	189 円/m ³	24 円/m ³
	51m ³ ～	210 円/m ³	270 円/m ³	60 円/m ³

本市の水需要に応じた適正な使用料体系を設定



減額される従量帯があることへの懸念

使用料体系の調整

第14回追加説明資料
4ページより

調整の検討

区分	単位	計	1～10m ³	11～25m ³	26～50m ³	51m ³ ～	
規模別水量	m ³	131,583,701	63,532,237	46,090,440	10,197,853	11,763,171	
水量割合	%	100%	48.3%	35.0%	7.8%	8.9%	
固定費	千円	6,773,391	385,763	2,296,568	1,458,781	2,632,279	
1～10m ³			385,763	279,858	61,921	71,425	
11～25m ³				2,016,710	446,212	514,704	
26～50m ³					950,648	1,096,567	
51m ³ ～						949,583	
固定費単価	円/m ³	51.48	6.07	49.83			
変動費	千円	6,041,778	2,917,137	2,116,282			
変動費単価	円/m ³	45.92	45.92	45.92			
計	千円	12,815,169	3,302,900	4,412,850			
単価計	円/m ³	97.39	51.99	95.74	188.96	269.69	
従量使用料調整	従量単価	円/m ³		46	105	189	270
使用料収入	千円	12,865,429	2,922,483	4,839,496	1,927,394	3,176,056	
回収過不足	千円	50,260	-380,417	426,646	370	3,661	

(1～10m³)
変動費単価の46円を下限とし、
使用料収入が不足しない従量帯
単価を設定する

(11～25m³)
現行の従量帯
単価に据え置く

使用料体系の調整

第14回追加説明資料
7ページより

(税抜)

		現行	事務局案	調整案
基本使用料		700 円	914 円 (+214円)	914 円 (+214円)
従量使用料	1~10m ³	10 円/m ³	52 円/m ³ (+42円/m ³)	46 円/m ³ (+36円/m ³)
	11~25m ³	105 円/m ³	96 円/m ³ (△ 9円/m ³)	105 円/m ³ (据え置き)
	26~50m ³	165 円/m ³	189 円/m ³ (+24円/m ³)	189 円/m ³ (+24円/m ³)
	51m ³ ~	210 円/m ³	270 円/m ³ (+60円/m ³)	270 円/m ³ (+60円/m ³)

改定案の比較

項目	事務局案	調整案
公平性	各従量帯の水需要に応じた負担が設定された公平な体系	一部の従量単価の調整を行うことで水需要に応じた体系から外れる
	◎	△
中立性	『下水道使用料算定の基本的考え方』に沿った合理的な検討がなされた、中立で偏りのない体系	一部の従量単価の調整を行うことで負担に偏りが生じる
	◎	△
安定経営	低従量帯の収入割合が高まり、水需要減少の影響を受けにくい	低従量帯の改定額を抑制したため、事務局案と比べて水需要減少の影響を受けやすい
	◎	○
次期改定時	今回と同様の理論を基に検討した際に、単価ごとの増額幅が説明しやすい	調整の結果が改定幅に影響する可能性がある
	◎	△
市民感情	減額となる単価区分の存在により違和感をもたれる可能性がある	減額となる単価区分がなく、納得感を得やすい
	△	◎

2 論点の整理

前回論点の整理

前回いただいたご意見

Q . 従量使用料の体系案について、低従量帯（1～10m³）が大幅に改定されるため、少量使用者への影響が大きい。改定額を抑えるなど、**低従量帯への一定の配慮**が必要ではないか。

A . 実際の料金計算例をもとに、**低従量帯の単価改定により影響を受ける対象**について改めて解説します。

また参考に、統計資料から**少量使用者の属性**についてお示しします。

世帯人員別の平均使用水量

令和2年度生活用水実態調査（東京都水道局）

世帯人員	使用水量
1人	8.1m ³ /月
2人	14.9m ³ /月
3人	19.9m ³ /月
4人	23.1m ³ /月
5人	27.8m ³ /月
6人以上	34.1m ³ /月

- 10m³以下の少量使用者は、主に**単身世帯**で構成されている
- 2人以上の世帯は、**11~25m³の従量帯の使用料改定の影響**を受ける

世帯人員別の平均使用水量

○使用料計算例（事務局案ベース）

単身世帯が8m³/月使用した場合

① 基本使用料： 914円

② 1～ 8 m³： 52 円 × 8 m³ = 416 円

⇒ 1か月分の下水道使用料：① + ② = 1,330円

夫婦 + 子ども3人の5人世帯が28 m³/月使用した場合の

① 基本使用料： 914円

② 1～ 10 m³： 52 円 × 10 m³ = 520 円

③ 11～ 25 m³： 96 円 × 15 m³ = 1,440 円

④ 26～ 28 m³： 189 円 × 3 m³ = 567 円

⇒ 1か月分の下水道使用料：① + ② + ③ + ④ = 3,441円

- 1～10m³の従量帯単価はすべての使用者が負担する価格帯である。
⇒ 改定の影響を受けるのは少量使用者だけではない。

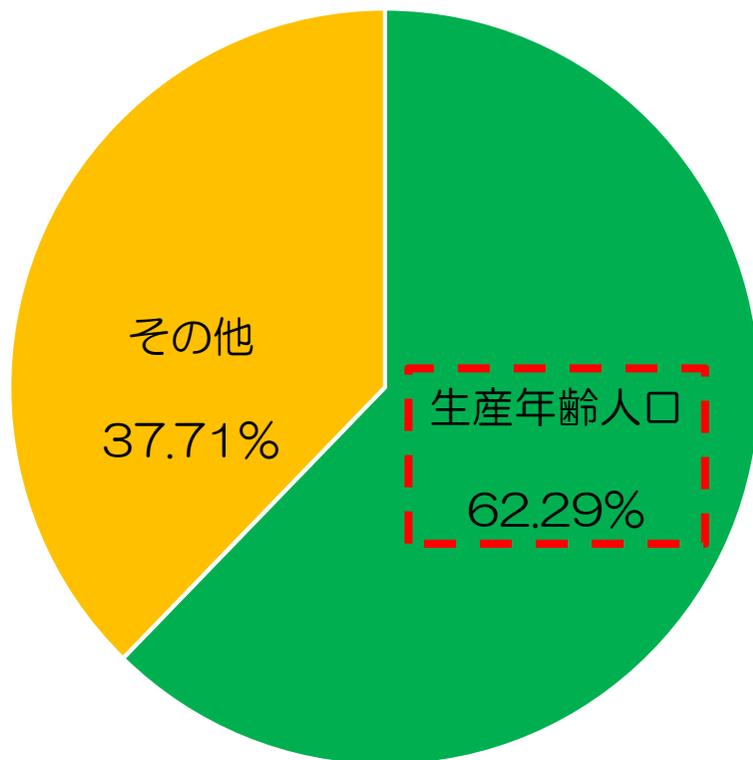
世帯人員別の平均使用水量

想定使用料

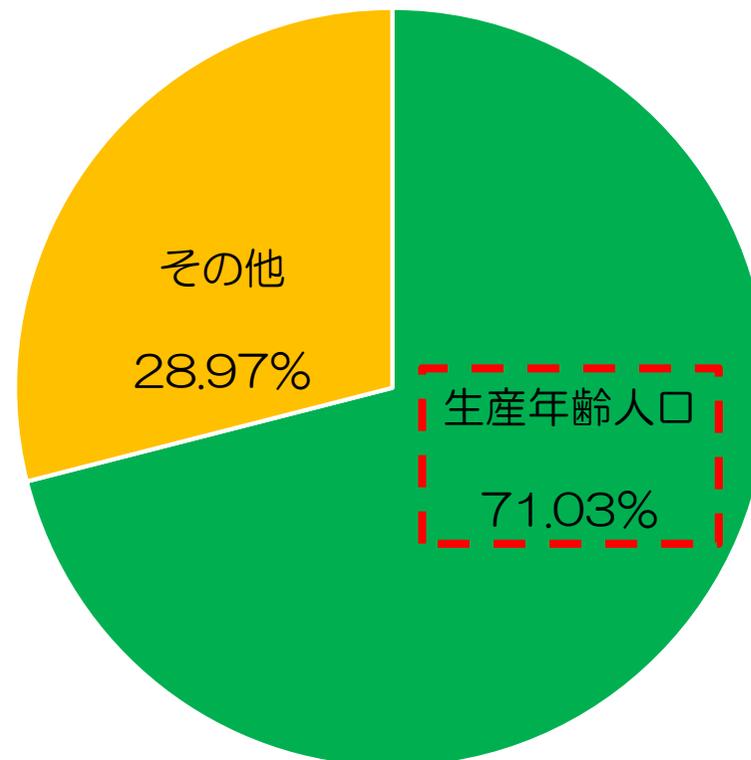
世帯人員	使用水量	現行	事務局案	調整案
1人	8m ³ /月	780円	1,330円 (+550円)	1,282円 (+502円)
2人	15m ³ /月	1,325円	1,914円 (+589円)	1,899円 (+574円)
3人	20m ³ /月	1,850円	2,394円 (+544円)	2,424円 (+574円)
4人	23m ³ /月	2,165円	2,682円 (+517円)	2,739円 (+574円)
5人	28m ³ /月	2,870円	3,441円 (+571円)	3,516円 (+646円)
6人以上	34m ³ /月	3,860円	4,575円 (+715円)	4,650円 (+790円)

単身世帯の年齢構成について

令和2年度国勢調査
岡崎市全体



単身世帯



- 本市の単身世帯では、生産活動を中心となって支える層である生産年齢人口が約7割を占めており、市全体の人口構成に比べて生産年齢人口の割合が高い

※生産年齢人口…15歳以上65歳未満の人口

世帯人員別の年齢構成について

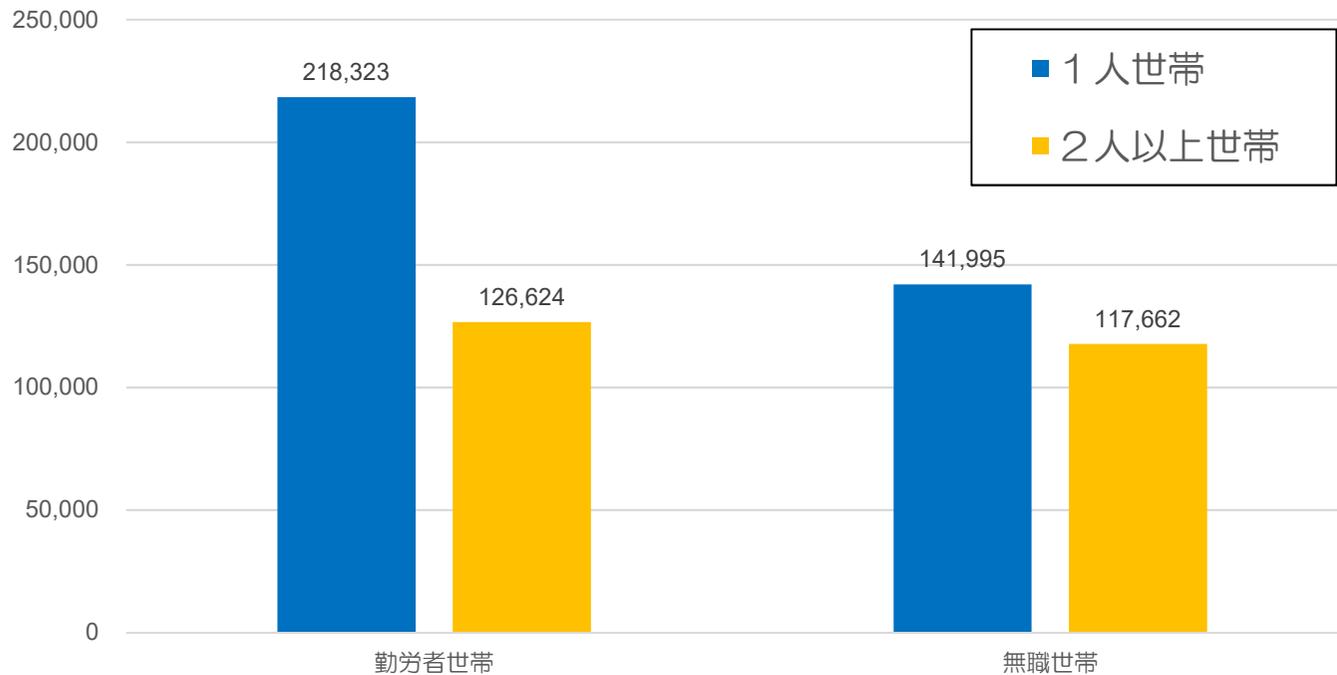
令和2年度国勢調査を基にした推計値

世帯人員	使用水量	生産年齢人口割合
1人	8 m ³ /月	71.0 %
2人	15 m ³ /月	49.3 %
3人	20 m ³ /月	72.9 %
4人	23 m ³ /月	69.7 %
5人	28 m ³ /月	65.0 %
6人以上	34 m ³ /月	55.5 %

- **単身世帯**の生産年齢人口割合は**他の世帯人員と比較して高い**。
- 世帯人員に占める生産年齢人口割合は**2人世帯が最も低い**。
- 3人以上の世帯では、**世帯人員の増加に伴い生産年齢人口割合は減少する傾向にある**。

1人あたりの可処分所得について

岡崎市における 1人あたりの可処分所得（円/月）



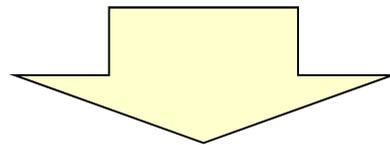
出典：2019年全国家計構造調査

- 単身世帯は2人以上世帯に比べて1人あたりの可処分所得が多い

論点のまとめ

低従量帯への配慮について

- 1～10m³の従量帯単価はすべての使用者が負担する価格帯であり、料金改定により影響を受けるのは少量使用者のみではない。
- 高従量帯の割合が大きく減り、低従量帯の割合が大きく増えている（P5）ため、低従量帯の負担を他の従量帯でカバーすることは、経営の安定性を確保する観点からは適切でなく、また公平ではない。
- 少量使用者は主に単身世帯で構成されている。本市の単身世帯は生産年齢人口が約7割を占めており、また1人あたりの可処分所得は2人以上世帯よりも多い。
- 低従量帯の単価を調整案よりも低く設定すると、変動費を賄えない（P7）ため、経営の持続性を確保する観点から適切でない。



すべての従量帯で水需要に応じた適正な負担が必要

使用料体系案

再掲

(税抜)

		現行	事務局案	調整案
基本使用料		700 円	914 円 (+214円)	914 円 (+214円)
従量使用料	1~10m ³	10 円/m ³	52 円/m ³ (+42円/m ³)	46 円/m ³ (+36円/m ³)
	11~25m ³	105 円/m ³	96 円/m ³ (△ 9円/m ³)	105 円/m ³ (据え置き)
	26~50m ³	165 円/m ³	189 円/m ³ (+24円/m ³)	189 円/m ³ (+24円/m ³)
	51m ³ ~	210 円/m ³	270 円/m ³ (+60円/m ³)	270 円/m ³ (+60円/m ³)

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会

第15回審議会

～ 農業集落排水事業の概要 ～

令和7年7月25日

岡崎市

1 農業集落排水事業とは

農村地域の食の安全・安心の確保、農業生産の安定のために設けられた汚水処理施設です。所管省庁は農林水産省、根拠法令は浄化槽法です。

農業集落排水事業の役割

- 1 農業用排水の水質保全
- 2 農村生活環境の改善

岡崎市の農業集落排水施設整備

- 平成3年 事業着手
- 平成8年 供用開始
- 平成21年 整備完了



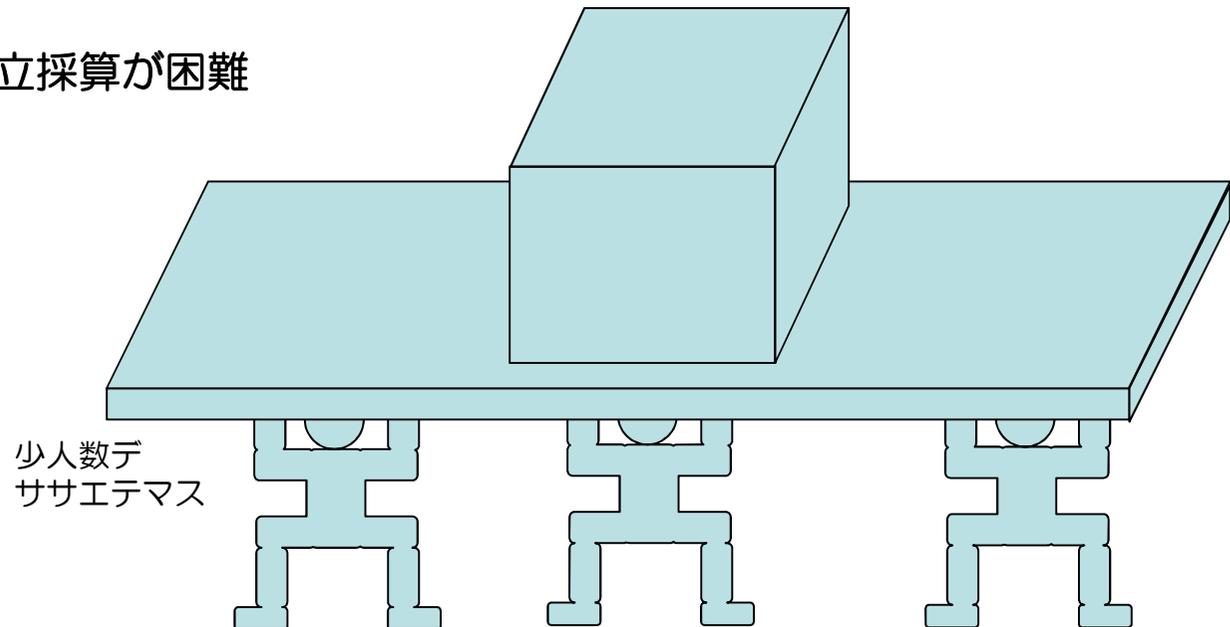
1 農業集落排水事業とは

農村地域の食の安全・安心の確保、農業生産の安定のために設けられた汚水処理施設です。所管省庁は農林水産省、根拠法令は浄化槽法です。

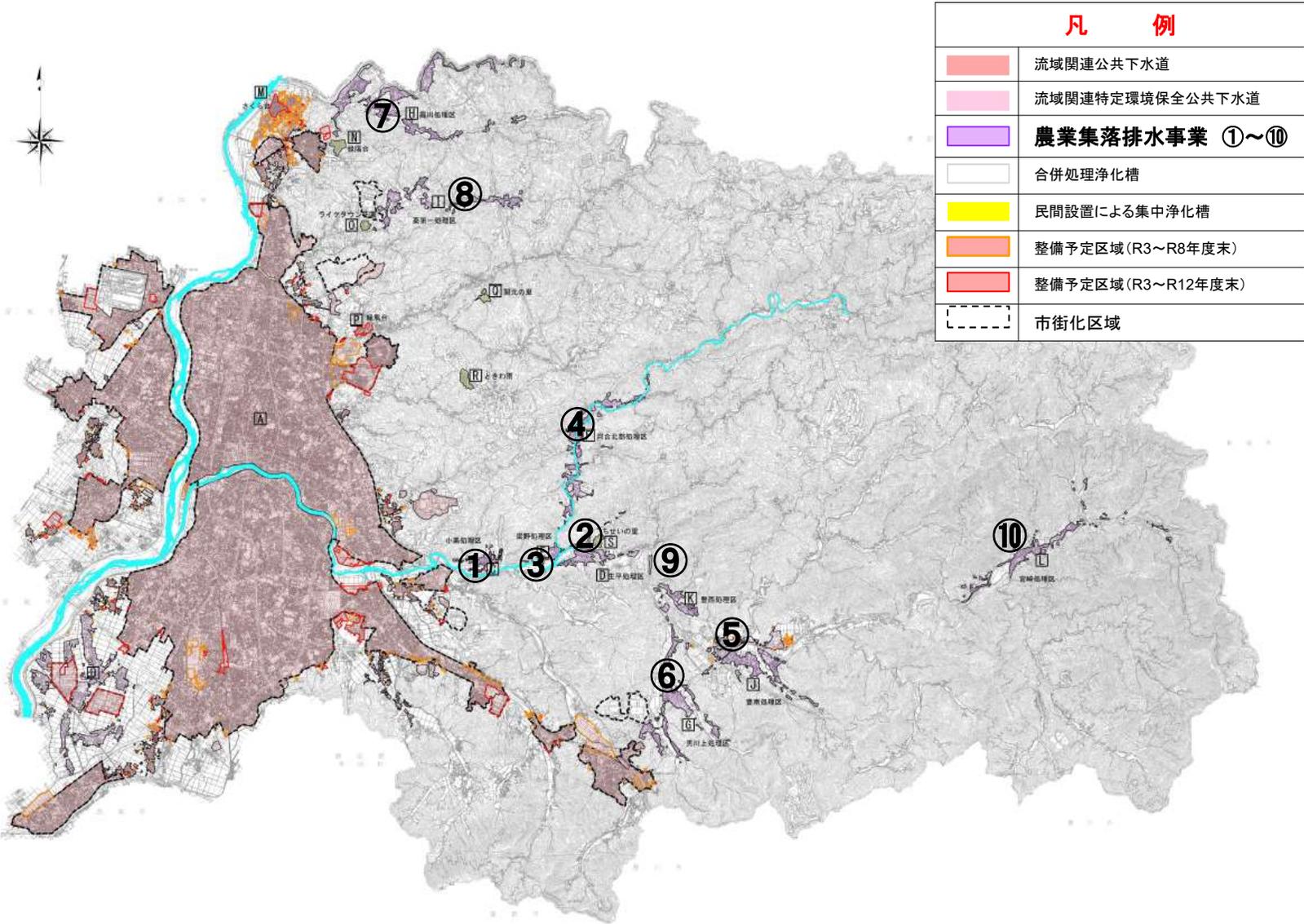
農業集落排水事業の特徴

- 1 対象地域
農村部 公共下水道（都市施設）と比べて人口密度が低い
- 2 処理場
地区ごとに設置 小規模 スケールメリット×

⇒ 利用者負担による独立採算が困難



2 農業集落排水事業の概要



3 処理地区

処理地区一覽

(令和7年3月31日現在)

	処理地区	供用開始	処理面積	処理区内人口	処理区内人口密度
①	小美地区	平成8年度	21ha	629人	30人/ha
②	生平地区	平成9年度	27ha	594人	22人/ha
③	梁野地区	平成11年度	12ha	231人	19人/ha
④	河合北部地区	平成11年度	47ha	742人	16人/ha
⑤	豊南地区	平成11年度	41ha	1,410人	34人/ha
⑥	男川上地区	平成12年度	53ha	979人	18人/ha
⑦	霞川地区	平成14年度	101ha	1,622人	16人/ha
⑧	葵第一地区	平成18年度	43ha	464人	11人/ha
⑨	豊西地区	平成18年度	30ha	517人	17人/ha
⑩	宮崎地区	平成21年度	43ha	544人	13人/ha
	10地区		418ha	7,732人	18.5人/ha

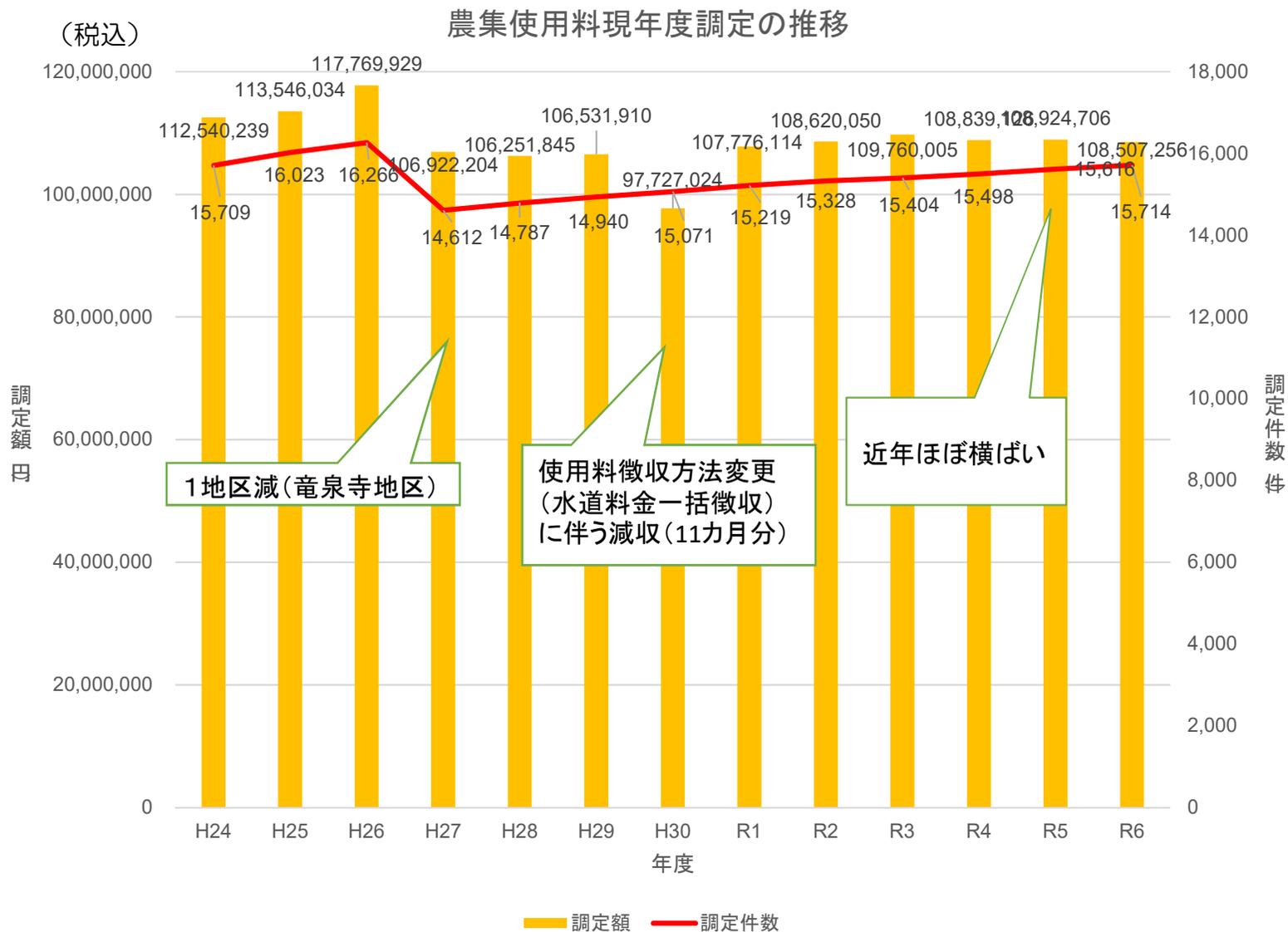
参考：公共下水道

5,955ha

343,594人

57.7人/ha

4 農業集落排水処理施設使用料の推移



5 現行使用料体系

区 別	使用料(1か月)
一般世帯	1,700円＋世帯人員×480円
事業所、学校等	1,700円＋換算人員×480円
集会施設等	1,700円

換算された金額に消費税1.1を乗じた額が使用料

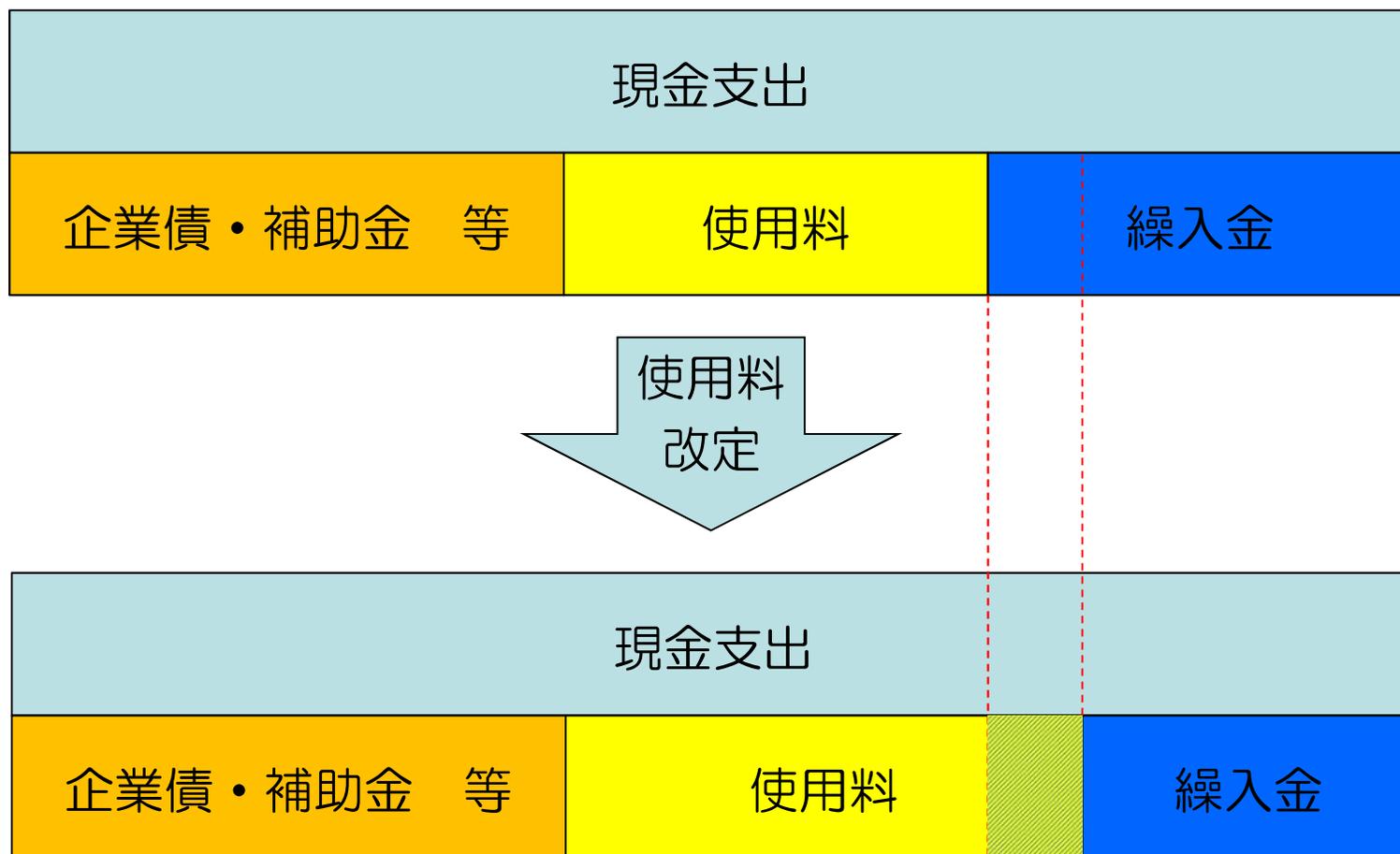
【参考】

4人世帯使用料（税込）

$$1,870円 + 4人 \times 528円 = 3,982円$$

- ※ 農業集落排水事業では、水道使用量に応じて料金を算定する従量制ではなく、人員に応じた定額制を採用しています。これは、育苗や散水などの汚水排出を伴わない水量に対する使用料負担に配慮してきたためです。

6 財政収支計画の前提条件



使用料の増 = 一般会計からの補てんの減

次期以降を見通しての使用料改定が将来の使用料抑制につながらない